

〔知念富信議員 登壇〕

○1 番 知念富信君 それでは、通告書にしたがいまして質問をいたします。1. 兼城相互団地内の上下水道管が老朽化している。早急な対策をとということで質問をします。(1) 兼城相互団地は、上下水道管が敷設から 34 年以上経過して老朽化が進んでいると聞きます。取り換えたいが道路の所有者の許可等の問題があると聞いております。行政で対応できないか。(2) 火事が起きたとき、水道管が動脈硬化で消火栓への水圧減が懸念されております。災害時、消火栓が使えなくなったときの責任はどこが取るのか。(3) 公道は町道移管が前提である。町道移管に向けて最善で取り組めないか。

2. 里道の建造物撤去は法的解決をとということで、(1) 平成 27 年 9 月議会で兼城地内の建造物撤去について取り上げましたが未だに撤去されていない。家族に説明して理解を取りたいとのことでありましたが、どうなっているか。(2) 道路をブロックが封鎖しているので防災上問題になる。法的に措置できないか。

3. 町道 285 号線から町道 11 号線に抜ける道路の整備をとということであります。(1) 町道 285 号線から続く道は、側溝蓋掛けの上を道路として利用されている。私道ということで整備されないまま放置されている現状であります。水溜り状態で通行に支障がありますので、町で整備できないか。以上 3 点であります。お願いいたします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項 1 点目、兼城相互団地内の上下水道管が老朽化しているという質問の (1) についてお答えします。南部水道企業団に、当団地の上下水道管敷設について確認したところ、平成 24 年度に水道管の敷設換え工事を計画したが土地所有者の了解が得られず全面的な工事を行っておらず、漏水時に部分的な修繕工事を行っているとのことでした。また、行政で対応するためには土地所有者の承諾が必要でありますので、現時点において行政で対応するのは難しいと判断しております。(2) についてです。東部消防組合によると、団地内については管の老朽化による消火栓水圧減が確認されておりますが、消防活動には影響ないということです。また、その他対応として、消防ポンプ車による給放水や近隣の消火栓による対応を行うとのこと。災害時において消火栓が使用不可の場合は、消火活動に支障がないよう対策を講じているとのこと。(3) についてです。開発行為により築造された道路は、開発者から町に帰属され町にて管理を行うのが最良であります。本団地内においては、開発後、帰属されず個人所有地となっております。町に無償譲渡できないか所有者との交渉を進めてまいります。

質問事項 2 点目、里道の建造物撤去には法定解決を。この問題の (1) と (2) は関連しますので一括してお答えします。町においては、平成 27 年 10 月末まで再三にわたり口頭による説得、撤去の要請をしておりますが、公図に納得しておらず撤去には至って

おりません。今年の 1 月から 3 月の間に 3 度にわたり郵送文書による撤去要請をしましたが、受け取っておらず、5 月からは 2 度、撤去要請の文書を手渡しており、今後進展がない場合には再度占用の関係者と話し合いの上、法的な措置について検討したいと思います。

3 点目の町道 285 号線から町道 11 号線に抜ける道路の整備をについてお答えします。現況道路として使用されている本箇所においては、建築基準法上は住宅敷地として解されるものであります。住宅敷地を町で整備することは困難であり、町に譲渡できないか過去に調査をしておりますが、無償譲渡には応じられない未相続が理由で移転されておられません。今後も引き続き無償譲渡していただけるよう交渉してまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 副町長、ありがとうございました。再質問をいたしたいと思えます。まず、相互団地ですけれども、34 年以上たっておりまして、その間、私道となっており、この造成をした時に不動産業者が倒産をして現在に至っている次第であり、アスファルト舗装に関してもところどころ欠陥があつて、それを私たち自治会で修復したりしています。水道管においても本管から各家庭に行くところまでに結構漏水があるということで南部水道のほうで時々補修されている状況があります。これをなんとか土地の所有者に理解を求めたいと思つているのですが、その土地の坪数と何名が所有しているのか答弁をお願いしますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えいたします。現在、地権者は 16 名の 12 筆となっております。その総面積としましては、805 坪となっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 16 名と聞きましたが、所有者総数が 16 名なのか、町の移管に関して了解が得られない人たちが 16 名なのか答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。全筆はまだ回っておりません。特に面積の大きい方のところを回っておりますけれども、特に半分近く持っている方が有償で買ったということがありまして無償では譲渡できないと反対しております。何名か了解を得ている方もいらっしゃいますけれども、特に半分ぐらゐを持っている方が頑なに無償では

できないということがあって進展しない状況であります。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 この土地は、造成工事をする時に不動産業者が倒産して、そのどさくさに紛れてこの土地の登記が人に渡っていると思うのですが、これを有償で買い取ったというのは、倒産時点であったのか。この 34 年の間に権利を買い取ったのか、そのあたりはわかりますか。答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 開発後に競売にかけられて買った方もいらっしゃいますし、その後、競売で買った人から新たに買ったとか所有権が変わっているのもあります。一概に全部が競売で買ったということではなくて、所有権移転もいくつかあるということです。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 この所有している人たちは道路上ですよ。道路上で、ほとんど価値はない状況の、本来であれば町に移管すべき土地であります。それを買ってというのは町が買い取る前提での取得なのか分かりませんが、何とか行政で差し止めするなど手法はないのですか。答弁をお願いします。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 56 分）

再開（午後 1 時 57 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 権利の移動というのは、はっきりしたことは言えませんが厳しいのかという感じはいたします。必要であれば、顧問弁護士とも相談をしてそういう手続きが取れるのか確認をしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 応じられないと、理解を得られないというその土地所有者の理由、町に移管できないのはどういう理由が挙げられますか。町に買い取って欲しいのか、それとも別に何か理由があるのか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 まだ全筆は確認を取っておりませんが、先ほど答弁にもありましたように面積の一番大きい方については、買い求めているのだから有償でしかできないというようなことがあります。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 34 年、35 年たっていると思います。そこが絶えず漏水があつて修理をしている現状でありますけれども、なかなか本管は手つかずの状況でありまして、その本管においても今、動脈硬化を起こしている状況だと思うのです。それがもし、送水できないとなった場合、町はどのように対応しますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 今、上水道の話かと思っておりますけれども、上水道につきましては、敷設換えをしようという計画も地権者の同意が得られなかったということでできなかったわけですが、漏水箇所については部分的な修繕を行っているということで、やはり地権者の同意がないと管の入替えは非常に厳しいのではないかと弁護士からもアドバイスがございました。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 私が言っているのは、本管から枝線に漏水があつた場合は修繕していますが、本管がもし詰まった場合、町はどう対応するのかと聞いているのです。そうなったら各世帯全部断水するわけですよ。どういう手法で対策をするのかという話です。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 漏水箇所は、家庭の引込みと言うより、南部水道がおっしゃっているのは結局本管部の漏水があつた箇所についても修繕を行っているということでございます。修繕のことはこちらが管理者ではないので正確なことは応えられない部分はございますけれども。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 では、部分解釈をすれば、全部で 400 メートルぐらいですから、この部分が漏水していましたから取り換えましたよという感じでやって、その部分、部分で取り換えていけばできるわけね。ここは平成 27 年度、ここは平成 28 年度という感じでやって、一遍に工事計画をしてやるのではなくて、部分的にできるかたちになっているわけよね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 これについては、管理者が違いますので、ここでいいですとか悪いですとかいう答えは出せませんので回答はいたしかねます。よろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 やはり道路管理者ですから、例えば南部水道企業団が平成 24 年度に管を敷設しようとしたけれども土地所有者の了解が得られなかったということで断念した経緯があると報告がありますが、その平成 24 年度に計画している時に町には本管工事をやりますというような申請は出されないのですか。道路管理は町であるのに、南部水道は単独でやっているものなのですか。それとも町に計画申請書を出すものなのですか。どういう流れになっているのかお伺ひします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 町道ではございませんので、敢えてこちらに占用許可は必要ないわけでございます。必要なのは、この地権者の同意、承諾書があれば施工できます。ただ、計画があったことは耳にしております。地権者の同意が得られなくて断念したことは聞いております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 分かりました。老朽化して本管が動脈硬化を起こしているのではないかと懸念されますので、南部水道企業団と掛け合って、所有者とどういう感じで交渉するのか見守りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

2 番に移りたいと思います。火事が起きたときに水道管の動脈硬化が懸念されるとしておりましたが、その水圧減の確認はしていますという回答で、また影響はないとも回答を

いただいております。影響ないということで安心はしていますが、前に断水があった時に相互団地は高台ですから給水されるまで結構時間がかかりますし、また鉄さびが最後の最後まで来て流れてくる状況で水圧的に懸念される場所でもあります。なんとかその対策を早めにやっていただきたい。動脈硬化を起こしているのも鉄さびが原因であると思いますので、それをなんとか解決していただけないかということで質問をしておりますのでよろしくお願いします。

3 番にいきます。開発後に帰属されるのが本来の筋でありますけれども、個人所有地と違ってできないということでもあります。この無償譲渡にできないかということですが、町は所有者との話し合い、譲渡に向けての交渉はされているのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 1 番目とも関連しますけれども、一番面積の大きい方と無償譲渡ができないか何回か交渉をやったことがあります。あと 1 件、新川の方で所有者がおられまして、この方については譲渡してもいいと了解を得ております。そういうことで特に大きい面積を持っている方を重点的に、交渉を重ねていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 結構難しい問題でありますけれども、なんとか交渉して無償譲渡に持って行ってください。これで 1 番は終わります。

2 番の問題でございます。里道の工作物撤去は法的解決をということで質問をいたしております。平成 27 年度の 9 月議会でその問題を取り上げましたけれども、まだまだブロックで封鎖されている状況で 1 年近くなります。家族に説明してなんとか解決策を見出すと答弁をいただいておりますが、現在、老夫婦が住んでいらっしゃると思うのです。その文書を手渡ししても理解が得られないということで、やはりその子どもたちと交渉して、この道路に関しては完全に里道であると、個人所有ではないと理解してもらうのが筋だと思います。その子どもたちとはどういう交渉をしていますか。説明をお願いします。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城 政光君 お答えします。まず、事の初めは平成 27 年の 4 月 2 日、兼城の区長よりブロックが倒壊しそうということでその改善を求めています。それで、立ち合いの下、すぐやる班、そしてこの地主の方、周辺の方がけがをされては困るということでなるべく早く改善するようお伝えしております。それから、4 月 27 日に再度ブロック塀をたてているので指導して欲しいと区長からございまして、またそこでも取り

壊すよう改善の指導をしております。本人からは、その時に私たちの物だと、以前からその里道部分はずちの土地であると聞いているということで取り壊さないと回答されているようです。それから、子どもたちとも調整をしたいということで、すぐやる班で連絡先をもらっております。それからまた何度かすぐやる班が説得に行っておりますけれども、その時期から聞く耳を持たないということが続いていたようです。その時にも公図自体を納得していないというお話があったということです。この納得していないということは、娘さんが 10 月に来庁してそういうお話をしているようでございます。それから、すぐやる班としては、納得していないということであれば法務局あたりとも相談してくださいということでお話をしております。それ以降、連絡が取れなくなってきました。また、連絡先の方のご入院などもあったようですが、この法務局に行き相談してくださいという 10 月以降から、連絡が取れない状況が続きまして、それからうちとしては撤去の通知というのを出すかたちになっております。それから 3 度にわたって通知しておりますが、本人は受け取りをしていません。郵便局からの発送を拒否して受け取っていないという状況が続きまして、それから 5 月、6 月ではすぐやる班の職員が出向いて撤去をお願いしますという公文を手渡ししております。こういう状況でございます。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 今の課長のお話を伺ったなかでは、再三再四、郵便を出したり手渡しでやっていますよね。それでも受けない、家族も理解していないというのであったら、ただいたずらに長引かせるのではなくて、やはり法的措置が最善ではないですか。するべきだと思いますが、まだ話し合いをしてからというように手法がおかしいと思いますけれども、町長にも何か答弁がありますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。直接本人にもそういった旨の説明をやっていきますし、文書での通知も 5 回ほどやっておりますので、そろそろ法的措置も検討すべきだということで今それに向けて進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 あまりにも対応が遅過ぎると思うのです。1 年近くもそのままの状況でありますので、兼城区民としても懸念されていますし不便をかけている状況でありますので、それはやはり解決すべきであると思います。また、そういった事例を作っては町内においてもいろいろなトラブルが発生することが懸念されます。そういう意味でいろん

な悪影響があると思うのです。家族にいくら言ってもお互いが理解していないのであれば、法廷闘争しかないのではないかと思いますし、早めに対策を取って欲しいと思いますので答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 そういうかたちで再三にわたる指導等も行っているなか聞く耳を持たない状況でありますので、法的手続きを検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 ひとつよろしくお願いいたします。3 番にいきたいと思います。町道 285 号線から町道 11 号線に抜ける道でありますけれども、約 30 メートルから 40 メートルが水溜り状態でありますけれども、現況としては側溝があって蓋掛けがされて道路上となっておりますが、その蓋掛けをする時、地権者の同意を得てやったのか。その経緯の説明をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 お答えします。ご指摘の道路に排水路が整備されておりますけれども、これが現在の所有者の時に整備したのか、あるいはその前の所有者の時に整備したのか把握しておりません。おそらく同意を得て整備は行われたと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 その時にその排水が引っ掛かっているかどうかは分からなかったことになるわけですね。現実としては、側溝蓋掛けされている状況で、そこがその本人に引っ掛かっていると思うのですけれども、これは地権者 1 人ですよ。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 現在、3 筆の 4 名となっております、1 筆は共有地となっております。その共有地の方々の 1 人が亡くなられていて相続が発生しているものとなっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。



平成 28 年第 2 回定例会一般質問 1 日目

○1 番 知念富信君 その 4 人のうちの何名に了解が取られているのですか。もう一度、答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 3 筆のうちの 1 筆が了解を得ています。ただし、他の 2 筆がオッケーであればよろしいですよということが条件となっております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 なんとかやって欲しいと思うのですが、距離的にも 30 から 40 メートルであります。そこに水溜りがあって、側溝の蓋の上は何もないのですがその左右に水溜りがあって車の通行が難しいというようになっています。その側溝蓋掛けをする時は通行に支障がないかたちであったと思いますが、原状回復を地権者にはしなさいという要求はできますか。現在、放置された状況にありますよね。それを最初のように原状回復の請求は行政でできますか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 個人有地になっておりますので、またこの方々だけが利用しているのではなくて、その中に開発をされている住宅の方々、他の一般の方々も通っているわけですから、補修請求はできないものと思っております。

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 その町の財政で補修することはできませんか。地権者は別にして、町が単独で措置をすることはできませんか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 地域の生活道路あるいはまた通学路の位置付けであれば、舗装というわけにはいきませんが、ちょっとした穴の補修などは検討させていただきたいと思っております。現に他にもそういった所がありまして、そこも補修などはやっておりますので検討させていただきたいと思っております。

平成 28 年第 2 回定例会一般質問 1 日目

○議長 宮城清政君 1 番 知念富信議員。

○1 番 知念富信君 車の往来が結構ありますので、そのあたりを補修のかたちでやっていただきたいと思います。よろしくご検討をお願いします。終わります。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。